

宣被_二思召候_一間、新曆序文之義、此度は土御門家え被_二仰付_一、則別書差越候旨可_レ被_レ達候、十月六日新曆頒行、曆宣下、遂行、新曆號、天保壬寅元曆と改定、

〔憲法類集續編_七新板書物〕天保十三寅年十月十日

寛政曆差錯有之付而、今度於京都改曆宣下、曆辨定陣儀被_レ遂行、新曆號、天保壬寅元曆。旨被_レ定候、依之來々辰年、新曆頒行之事に候、

右之通、向々江可_レ被_レ相觸候、

〔天保十五年甲辰曆_序〕伊勢度會郡山田 瀬川舍人

今まで曆ち行れし寛政曆は違へる事のあるをもて、更に改曆の命あり、遂に天保十三年新曆成に及び、詔して名を天保壬寅元曆と賜ふ、

抑元文五年庚申、寶曆五年乙亥の曆にことわる如く、一晝夜を云は、今曉九時を始とし、今夜九時を終とす、然れども是まで頒ち行れし曆には、毎月節氣、中氣、土用、日月食の時刻をいふもの、皆晝夜を平等して記すが故、其時刻、時の鐘とま、遲速の違あり、今改る所は、四時日夜の長短に隨ひ、其時を量り記し、世俗に違ふ事なからしむ、今より後此例に従ふ、

〔市中取締類集_{九ノ七十八}〕卯_{十四}天保四年九月廿日來ル、即日ヒレ付いたし差出ス、

書面改曆序文之儀は、元文寶曆寛政度之振合にも有之候義に付、彫刻之義被_レ御聞置可_レ然哉に奉_レ存候、

卯九月

北市中取締掛

來辰曆_{十五年}天保御前文書入之儀申出候趣申上候書付、

館市右衛門

來辰曆板行被_レ仰付候拾壹人總代